

社会福祉法人 <sup>豊</sup> <sub>財</sub> 済生会支部埼玉県済生会加須病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル G-3：就業制限が必要な感染症一覧		
文書番号	感対-共手-マニュアル G-3-1-220601	ページ	1 / 2

### G-3：就業制限が必要な感染症一覧

職員が発症した際に就業制限が必要な感染症一覧

疾患名	感染経路	就業制限期間の目安	備考
インフルエンザ	飛沫	発熱から 5 日間経過し、かつ平熱に解熱後 48 時間経過	・解熱していた場合でも、著しい咳がある場合は就業制限が必要な場合がある
ノロウイルス	接触・飛沫	症状消失後 48 時間	・ウイルスは 7～10 日間（長いもので 2 週間）排泄されるので、復帰後も最低 1 週間は用便後の手洗いを厳重に行う ・厨房従事者はウイルスの消失が確認されるまで就業を制限
麻疹	空気・飛沫	発疹出現後 7 日間	・長期間発熱を認める場合は更に就業制限が必要な場合がある
水痘 (帯状疱疹)	空気・飛沫・接触	すべての水疱が痂皮化するまで	・帯状疱疹は発疹部位、程度により皮膚科医の指示を受ける ・閉鎖できれば勤務可能 ※化学療法中の患者・小児患者との接触は不可
風疹	飛沫	発疹出現後 5 日間	
流行性耳下腺炎 (ムンプス)	飛沫	耳下腺腫脹から 5 日間	
流行性角結膜炎 (EKC)	接触	眼瞼結膜の発赤消失まで	・眼科医を受診し了解を得た上で就業復帰可とする
手足口病	標準		・全身状態が安定していれば勤務可能 ・免疫不全患者との接触を避ける

社会福祉法人 <sup>豊賜</sup> 済生会支部埼玉県済生会加須病院			
文書名	院内感染防止対策マニュアル G-3：就業制限が必要な感染症一覧		
文書番号	感対-共手-マニュアル G-3-1-220601	ページ	2 / 2

感受性職員が曝露した際に就業制限が必要な感染症一覧

※免疫の獲得が証明された場合は、就業制限の必要なし

疾患名	感受性職員の曝露後就業制限	曝露後医療従事者の予防投薬
麻疹	初回曝露 5 日目～最終曝露 21 日目	72 時間以内のワクチン接種 または 6 日以内の $\gamma$ -グロブリン筋注
水痘・播種性帯状疱疹	初回曝露 10 日目～最終曝露 21 日目 (水痘高力価 $\gamma$ -グロブリンを静注 した場合は 28 日目まで)	72 時間以内のワクチン接種 または 96 時間以内の水痘高力価 $\gamma$ - グロブリン静注
風疹	初回曝露 7 日目～最終曝露 21 日目	
流行性耳下腺炎	初回曝露 12 日目～最終曝露 26 日目	